

広報かりぶと

◆昭和36年
10月号
【第59号】
発行所
太町役場
印 刷 所
稻林印刷
◆昭和36年10月25日発行

主な記事
町営農改善推進
固定資産税軽減される二
家畜共済制度に加入しよう
四二二



固定資産税が安くなります

二十日より差額分を還付いたします。なお、すでに全額納入されました方は十一月印鑑持参の上、役場まで御来庁願います。

以上のようにになります。従て今年の差額分につきましては第三期分では正、十一月納期(十一月二十五日)にあらためて納付書をお送りいたします。なお、すでに全額納入されました方は十一月印鑑持参の上、役場まで御来庁願います。

年間税額	1期納入額	2期納入額	3期納入額
改正前($\frac{2.1}{100}$) 1.000	340	330	330
改正後($\frac{1.7}{100}$) 810	340	330	140
その差 190	0	0	190

このたびの議会で、町税条例の一部が改正され、固定資産税が安くなりますことは町議会のあらましでお知らせいたしてあります。新らしい税率、一〇〇分の一・七%によりますと、今まで年間一、〇〇円の固定資産税を納めておられた方は、次のように一九〇円安くなることになります。改正前と改正後を比較いたしますと、つぎのようになります。

ストーブのとりつけ

にはこんな注意を!!

やがて訪れる半年の冬ごもり準備に、どこのご家庭も、いそがしい毎日をお送りのことと思います。毎年この時期は、雪とけ時の春とともに、火災シーズンといわれるほど、火災が多発する傾向にあります。

道の調べでも昨年は、五月、四月に引き続いて十二ヶ月、十一月の順に多くなっています。これは寒い冬を迎えるため、火器類を準備

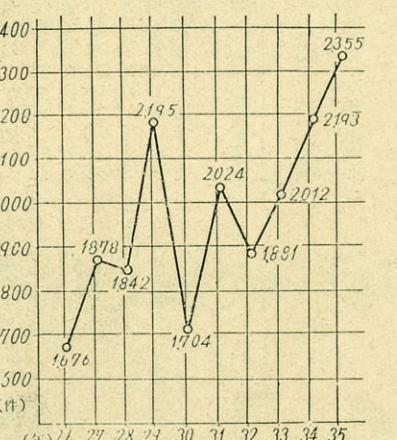
しますが、この不備によつて起るもので。おたがいに、火元には十分注意したいものですが、とくにつきのような点を心がけましょう。

ストーブ・コンロなどは熱の伝えにくいい台を使い、周囲や天井に燃えやすいものを近づけないこと、煙突の目がね石、屋根からつき出た煙突の高さなど、毎年のことなどがらよく注意して

ください。とくに石油コンロやプロパンガス、コンロで便利な生活を楽しむようにつとめましょう。

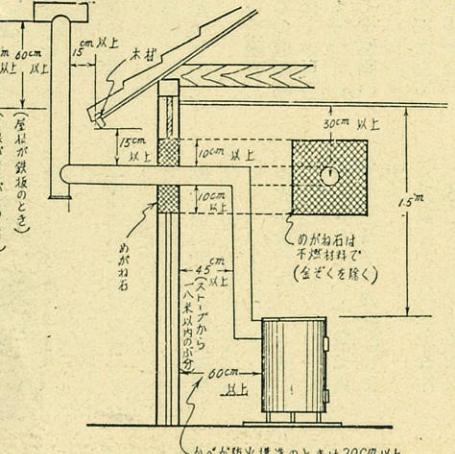
漏電による火災を起さないよう電線の支柱やがい子が折れたり、屋根などに接触していないかなどに注意して、ぐあいの悪いところは早めに修繕してもらいましょう。万一、火事になつたとき、すぐに附近の人たちや消防本部に知らせ、あたずには消火できると同時に安全に避難できる準備と心構えを忘れないようにしましょう。

結核検診



○昭和25年～35年の火災件数○

皆さんのお家でストーブや煙突をとりつけるときは図のような寸法を守つて下さい



理食業者
館、理容業)
に従事して、
る方と、あわせて明年四日目
小学校へ入学するもの全量
の方は、第二次定期・定期外
外として検診をうけなければ
ばなりませんので、関係者
は全員検診をうけられると
うにしてください。

國民年金

保険料を納付いたしましたか？

ます。現在まで六、七點在
お知らせ

(社会係)

—

月 日	時 間	場 所
10. 27	10.00~12.00	桂 中 学 校
10. 27	14.00~16.00	福 井・小 中 学 校
10. 28	10.00~12.00	宮 田 小 学 校
10. 28	14.00~16.00	近 藤 小・中 学 校
10. 30	10.00~12.00	藤 山 小 学 校
10. 30	14.00~16.00	役 場 議 事 堂

保健上かんばしくあります
んでしたので、この機会に
健康診断をうけられるよう

○才へ五才まではツ反
のみ
料料金無料
日程は又の二通りです

— 1 —

役場で人権相 泣き寝入りそ しんぱい

いごと
相談所を開
てそれがいけな
日、日常生活の紛争
庭、住宅、そのま
ます
日 一〇時から
場

きます
い旧思想!!